

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文  
 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>（責務）            第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 動物園、植物園、水族館その他野生動物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施設に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>4 国民は、<u>第一項及び第二項の国及び地方公共団体が</u>行う施設に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄</p>	<p>（責務）            第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 動物園、植物園、水族館その他野生動物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施設に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>4 国民は、<u>第一項及び第二項の国及び地方公共団体が</u>行う施設に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄</p>	<p>（責務）            第二条（略）</p> <p>2（略）            （新設）</p> <p>3 国民は、<u>前二項の国及び地方公共団体が</u>行う施設に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう</p>

与するように努めなければならない。

**第三条 削除**

(定義等)

第四条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

与するように努めなければならない。

(財産権の尊重等)

**第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。**

(定義等)

第四条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

6 この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

に努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第三条 (同上)

(定義等)

第四条 (略)

2と4 (略)

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

<p>一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること 又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。</p> <p>二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。</p> <p>三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。</p> <p>四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。</p> <p>7  環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学職経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p>	<p>一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること 又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。</p> <p>二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。</p> <p>三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。</p> <p>四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。</p> <p>7  環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学職経験を有する者の意見を聴かなければならない。</p>
<p>6  環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会<small>（新設）</small>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>